

(仮称) 鉢伏山風力発電事業 環境影響評価方法書
滋賀県関係課意見に対する事業者の見解

番号	項目	意見等を付した所属	意見等の内容	意見等に対する事業者見解
1	事業計画	交通規制課	工事用車両等の走行に関し、道路の改築を含め周辺地域における交通安全の確保や大気汚染、騒音、振動等の交通障害を防止するための環境保全措置についても配慮してください。	工事用車両等の走行および道路の改築にあたっては、必要に応じて道路管理者・交通管理者と協議を行い、周辺地域における交通安全の確保や大気汚染、騒音、振動等の交通障害を防止するための環境保全措置に配慮いたします。
2	事業計画	交通規制課	発電機等の輸送ルートについては、別途協議するように事業者にご指導願います。	発電機等の輸送ルートに関しましては、別途、交通規制課様と協議させていただきます。
3	動物・植物・生態系	自然環境保全課	対象事業実施区域およびその周囲には、特定植物群落(柄の木峠のブナ、オオバクロモジ郡集)が含まれています。事業実施にあたっては、自然環境の保全について、配慮願います。	現況把握に努め、事業による影響について適切に判断し、必要に応じて環境保全措置を検討するなど、自然環境の保全について配慮いたします。
4	動物・植物・生態系	自然環境保全課	事業予定地は、滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針(平成14年7月策定)による「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれています。 調査および事業実施にあたっては、滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針に基づき、専門家に助言を仰ぎ、必要に応じて、営巣活動などにより特に敏感度の高い時期(イヌワシ:12月から5月前半、クマタカ:1月から7月中旬)には、人の突然の近接や、不自然な騒音・振動の発生など、当該鳥種を驚かす恐れがある行為を出来る限り避けるよう、格別の配慮をお願いします。	調査による影響は最小限に済むように十分配慮いたします。特に、敏感度の高い時期(イヌワシ:12月から5月前半、クマタカ:1月から7月中旬)の調査においては、生息および繁殖状況を踏まえ、適切に行動し、調査いたします。
5	動物・植物・生態系	自然環境保全課	滋賀県に生息する猛禽類、滋賀県に飛来する猛禽類および渡り鳥にバードストライク等による影響が懸念されます。専門家の助言を仰ぎ、適切な対応をお願いします。	ご意見を頂いたとおり、バードストライク等の影響については、専門家に指導、助言を仰ぎつつ、予測・評価を検討していきます。
6	文化財	文化財保護課	対象事業実施区域の近隣には、周知の埋蔵文化財包蔵地(柄ノ木砦遺跡)が所在しています。つきましては、埋蔵文化財の取り扱いについて、事前に長浜市市民協働部歴史遺産課と協議してください。	埋蔵文化財の取り扱いについては、事前に長浜市市民協働部歴史遺産課様と協議させていただきます。

番号	項目	意見等を付した所属	意見等の内容	意見等に対する事業者見解
7	その他	モノづくり振興課	鉱業法の規定による試掘権・採掘権の設定または設定許可申請がされている場合があるので、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会してください。 また、鉱区が設定されている場合は、権利者と調整をしてください。	試掘権・採掘権の設定等について、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課様に照会のうえ、鉱区が設定されている場合は権利者と調整いたします。
8	その他	水産課	ページ3 117 記載の「滋賀県漁業調整規則」については令和2年11月27日に全改正されましたので、念のためお知らせします(令和2年滋賀県規則第103号滋賀県漁業調整規則)	承知しました。
9	その他	流域政策局	※【事業に関する留意点】 ① 滋賀県土地利用に関する指導要綱に基づく協議(同意)が必要となる場合がありますので、開発地の雨水流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう「開発に伴う雨水排水計画基準(案)平成14年4月(滋賀県土木交通部河港課)」に基づき雨水排水計画を策定し、当局広域河川政策室と協議してください。	開発地の雨水流出については、必要に応じて広域河川政策室様と協議させていただきます。